

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二十四年 二月二十一日

提出者 橘 慶一郎

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問主意書

野田内閣は平成二十四年二月十七日、「社会保障・税一体改革大綱」（以下、「大綱」という。）を閣議決定したが、これは去る一月六日に閣議報告された「社会保障・税一体改革素案」（以下、「素案」という。）を概ね踏襲する形となり、この間に政府内で検討が深まらなかったことは疑問である。また、素案は社会保障部分と税部分で書きぶりに大きな差があり、大綱の社会保障部分については、当然、書きぶりを精緻なものとするべきであったと考える。大綱は閣議決定文書としては異例な形になっているのではないかという見方から、以下六項目にわたり質問する。

一 大綱の社会保障部分と税部分との間で、書きぶりがかなり異なっているが、その理由を伺う。

二 大綱の社会保障部分における「○」「☆」「・」の使い分けの考え方を確認する。

三 大綱第3章の「2. 医療・介護等①」では、柱立てが「(1)」、「i」の順であるのに、「4. 年金」では、「I」、「(1)」の順になっている旨確認する。また、両者で柱立ての符号の使い方が異なることは、適当ではないと思われるが、内閣の見解を確認する。

四 大綱の文書審査は、内閣のどのセクションでなされたのか、伺う。

五 四のセクションでは、公文書の基本的な書き方に従って審査をしたと言えるのか、内閣の見解を確認する。

六 大綱は、書きぶりの不統一からして、閣議決定としては不適切であり、内容的にもより充実を期すべきものと考えるが、内閣の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一八〇第八七号

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員橘慶一郎君提出「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

内 閣

衆議院議員橘慶一郎君提出「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定に関する質問に対する答弁書

一及び六について

「社会保障・税一体改革大綱」（平成二十四年二月十七日閣議決定。以下「大綱」という。）においては、社会保障・税一体改革における個々の施策について、その検討状況や内容等に応じて記述したところであり、政府としては、「閣議決定としては不適切であり、内容的にもより充実を期すべきもの」との御指摘は当たらないものと考えます。

二について

大綱の社会保障部分については、改革の内容を国民に分かりやすく示す観点から、「☆」、「○」、「・」等の符号を使用している。お尋ねの符号の使い分けについては、おおむね、「☆」は施策に係る法案の提出時期や施策の実施時期等を示すもの、「○」は施策の内容を説明するもの、「・」は「○」と比較してより具体的な施策の内容を説明するものとなっている。

三について

大綱の「4. 年金」においては、「2. 医療・介護等①」と異なり、「新しい年金制度の創設」と「現

行制度の改善」という二つの大きな柱立てにより項目を整理する必要があったため、「I」等の符号を用いており、「両者で柱立ての符号の使い方が異なることは、適当ではない」との御指摘は当たらないもの
と考える。

四及び五について

大綱の表記については、内閣官房内閣総務官室において、大綱の性格等を踏まえつつ審査したところである。